第4回行政改革推進委員会 会議要約

日 時 平成21年1月23日(金) 午後1時30分~午後4時31分

会 場 村上市役所 5階第5会議室

出席者 行政改革推進委員 10名全員

企画部長、政策推進課長、同課員2名

(午後1:30 開会)

1. 開 会

2.会長あいさつ

会長

ごめんください。

第4回の行政改革推進委員会に参加いただきまして、大変ありがとうございました。また、事務局の方には、前回の最後に委員から要望がありました各施設の収支の実態に関する資料と高校生のアンケートに関する資料の2点を早速私どもに届けていただきまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

今日の会議の進め方ですが、今日は行政改革大綱の第2回目の会議でございますので、前回に引き続いたかたちでまずは行わせていただきたいと思います。

そして、この行革大綱は、村上市が合併して、新しく出来て本当に良かったんだと、夢と希望と活力のある村上市を作っていくために、この行革大綱が本当に方向性として、指針として、実効性のあるものになるために、私たちはこれから審議をしていかなければなりませんので、2番目にはもう一度、最初から行革大綱の全部について、委員の方々からご意見をいただきたいと思います。

今日は委員全員が出席されておりますので、1番目は前回の続きから審議をさせていただきまして、それが終わったらもう一度、全体に関する審議をお願いしたいと思います。そして、3番目には前回に補助金に対する指針と交付基準が示されておりますので、それについて審議をいただくというかたちで今日は進めさせていただいて、次回には答申の文案について審議をするというかたちで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3.議事

(1) 村上市行政改革大綱案審議

会長

それでは、行革大綱の5ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの財政改革のところまで前回審議をしましたので、今日は3番の行政サービス改革のところから委員の皆様方のご意見をいただきたいと思いますので、お願いいたします。

委員

行政サービス改革の「(1)窓口改革」についてですが、文字面だけで言いますと、窓口環境の整備ということで、「窓口」の定義が非常にあいまいなんですけども、私の感覚ですと、市役所すべてが窓口だと。保育園も窓口ですし、公営企業の職員の方についても、それがその分野での窓口になるということなので、窓口改革の「窓口」の部分について、ちょっと定義があいまいなんじゃないかと。職員全員が窓口にならなければいけないという文案が必要なんじゃないかということがまず1つ。

それから、「(2)電子自治体化改革」なんですが、こちらについては合併する時に、特に財務会計システムについては、電子決裁を前提に今の導入されているシステムの機種選定がなった経緯があったはずです。ですので、あえてここで電子自治体化改革ということで、事務事業のシステム化、ホームページの充実等と書いてありますが、本来であれば既に電子決裁ですとか、内部処理のかたちになるのですけども、電子決裁というものについては、既に取り組みをされている、もしくは導入に入っているはずだということで認識をしているので、その辺の記述の仕方がどうなのかなというところが、(2)ではあります。

それから、「(3)事務事業改革」についてなんですが、最初に「限られた財源と人員で「最小の経費で最大の効果を上げること」を基本として」と書いてありますが、事務事業改革の中で、最小の経費で最大の効果を上げるということは、あくまでも手段であって、目的ではないはずなんですよね。ですので、事務事業改革の、もっと突っ込んだ考え方の記述が欲しいと考えております。

それで、先ほどの「(2)電子自治体化改革」の1行目と、「(3)事務事業改革」の後半の段の「市民サービス向上の観点から」というところは、事務決裁の電子化ということと絡んでくるんですが、その辺のところは、今現在どういうふうなかたちになって、これから平成21年度予算の編成ですとか、組織改革がどうなっているのか分かりませんが、その辺のところは説明を受けたうえで、なんらかのかたちで記述が必要なのであれば、記述が必要ではないかと考えます。

私が見てきたものについては、以上3点になります。

会長

ありがとうございました。

それでは事務局、最初に「窓口」に対する定義があいまいなんじゃないかということで、ここでいっている「窓口」という言葉について、説明をいただけますか。

事務局

窓口改革という表題でここでは載せて、私どもも提案しておりますが、これは例えば住民票、福祉関係の窓口だけの話ではなく、この中にも記述がありますように、職員の接遇マナーの向上ですとか、これはもう職員全体の話だと。それをこの括りに入れてあるということでございまして、そういう意味からいくと窓口改革ということでありますけども、先ほどご指摘ありましたように、職員全体がその考えでいくというのは当然だというかたちで、具体的に例えば職員の接遇マナーの向上というのはどういうふうにして向上を図っていくかというような、具体的な議論はしているところでありまして、ここでその伝わり方が不足ということであれば、私どももそういった議論もしていますので、ご指摘のところはまさに合っているかと思って、あくまでも市民が来られて、いわゆる手続きその他の窓口というだけのつもりではないということで話をしているところであります。

会長

そのことについて、よろしいですか。

委員

はい、結構です。

会長

それでは、今委員言われましたような、どこか行った課だけが窓口じゃなく、全職員が窓口なんだと いう解釈でよろしいですね。

委員

はい。

会長

それでは、2番目の電子自治体化改革に関することは、合併時に合意済みのことで、内部処理なんだから、もうそれは取り組まれているので、今ここで改革として取り上げなくてもという話につきまして、いかがですか。

事務局

ご指摘のとおりでありまして、それを使えるようなもので業者選定。その前段を申し上げますと、5 つの自治体が合併するまで、仕組みがまったく違っていました。例えば旧村上市では、NECのシステムを使った業務をやっておりましたし、他は富士通であったり、独自のシステムであったりとか、バラバラでありました。それを統一していくのにどういうものを見据えていくかとしたときに、先ほど委員言われたように、そういう処理ができるものを選定していこうという積み上げをして、財務等については、それに適応するシステムを選んでいるというのは、そのとおりでありますが、先ほど合併の時にすると言って始めたんだから、今更積極的に取り組むというのは違うのではないかというご指摘ですが、今現在電子決裁はやっておりません。

それで、前回会長からご指摘がありましたように、一つの結論が出るまでに、決裁の書面がハンコで一面真っ赤になるようでは駄目でないかという処理を今やっておりまして、これについては、組織の在り方、本庁・支所の在り方によって、その構築する処理の立て直しが当然必要になってくるので、それを見て取り掛かると、取り掛かる体制には出来ているんですけども、組織についても平成23年にもう一度手直しをしようという状況でありましたり、色々検討しておりますので、それらがある程度出た段階で動くということを今現在は想定しておりますので、こういう記述にいたしました。

また、総合行政ネットワークの部分については、専門的な言葉が横並びで非常に多く、分かりづらい部分なんですけども、総合行政ネットワーク「LGWAN」と略していますが、国の霞ヶ関の省庁の者と文章のやり取りをしなくても、情報を電子化したものでやり取りが出来るという制度になっておりまして、これを進めてより多くの情報をやり取りできるかたち、その中に住民基本台帳のネットワークだったりといったものが入り込んでいくのですが、それは自治体によって取り組みの温度差と言いますか、進捗度が違っています。それらのことを制度があるし、そういう時代なので活用していきたいということをここに載せたものであります。

ご質問のところについては、まだ今現在実行しておりませんので、積極的に取り組むという表現 にいたしました。

会長

ありがとうございました。

今の説明でこの電子自治体化改革について、よろしゅうございますか。

委員

回答の中身については了解しましたが・・・。

会長

委員言われたことは、合併時に合意済みで取り組んでいるのだから、ここにあえて挙げなくて良いん じゃないかという気持ちがありますよね。

委員

今言った LGWAN といったものについては、内部的な、財務会計システムでいうところの電子決裁といったところとは違うのですけども、まず、そもそもこれだけ圏域が広いという前提で、機種を選定する時に、そういう電子決裁のシステムを前提に、ある意味それが無ければそのシステムは採用しないというかたちで、それを条件に見積もりを出させたり、デモをやったりという考え方をしましたので、今やって無いのですから、やろうという考えは良いとしても、なんでやって無かったのかとか、そういうところが非常に引っ掛かりますけども、今の行政改革推進委員会という中で、それを言っても始まらないので、まずそのOAの取り組みに関しては推進するということは何も問題無いと思いますし、それで良いです。

会長

それでは、3番目の事務事業の改革について、「最小の経費で最大の効果を上げる」ということは、手段であって目的ではないということで、もう少し突っ込んだというか、違う記述があってもいいんじゃないかというご指摘ですが、これについて事務局いかがですか。

事務局

全体の行革大綱の作りとしまして、前回もご審議いただきました「必要性」、「基本方針」、それから「具体的方針」ということで、大きなところを行革大綱で示そうと、そしてここで謳っている中身については、具体的に起こして、実現させるための実施計画をそれぞれ作ってゆくという手法なので、先ほど突っ込んだ記述と言われましたけども、具体的なものにつきましてはそちらの方で対応したいというふうな書き方にしたつもりです。

ただ、事務事業というと幅が広いので、ここだけで足りないというご指摘であればどうなのかと は思っていますけども、行革実施計画については細かいかたちで、こういうことで進めていきたい ということは勿論載ってくることになります。

会長

今の説明でよろしゅうございますか。

委員

とらえ方が、私の説明が良くなくて悪かったのですが、これが全部終わってから次に全体を審議し直すというお話でしたので特段言わなかったのですが、全体的にこの行革大綱自体が、どっちを向いて行革大綱を作っているのかということが良く分からないのですよ。住民の方を向いてやっているのか、自分たちの方を向いてやっているのか、または国の方を向いているのかといったことが、どうもピンとこない部分がありまして、事務事業改革というと先ほど言いましたように、非常に間口が広いわけなんですけども、全体として、新しい村上市が市民のために何を守ってくれるのか、どうやって守ってくれるのか、これとこれはキチンと守りますよ、だから行政改革をしますよというような前段があって、こちらの方に受けてくるんですが、それがあいまいなので、事務事業改革の中の記述の仕方がちょっと違うような気がするのですよ。結局この事務事業の中で、何を改革していくか、極端に言えば何を止めて、何を継続しますという、例えば住民の生活を守るために、これだけはキチンとやりますけども、こちらの方は改革しますので、というような記述というのが逆にここで必要なのではないかと、ずっと感じてましたので、この記述面だけで言うと、「最小の経費で最大の効果を上げる」というのは、その方策であるという考え方なんです。

ですので、今ここで仮に結論が出なくても、全体の話の中でもう少しお話を聞きたいなと思いま

す。

会長

今の、どこを向いて改革をしようとしているかということとか、合併して良かったと市民が思うように、市民を守っていくために、こういうことはやるし、こういうことは改めていきますよという全体のことは、この議論が終わってから、もう一度戻って話し合いますので、そこで議論するというかたちでよろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

ありがとうございます。

それでは、「3 行政サービス改革」につきまして、その他ご意見ございますでしょうか。

委員

「(2)電子自治体化改革」の2段目のまた、「市民誰もが利用しやすい・・・」から始まる文章なんですが、これはインターネットを含めたイントラの整備、簡単に言えば光ファイバーの整備といったことなんでしょうか。それとも、役所と個人間のことだけなのでしょうか。

事務局

今のところはこの電子自治体化改革に挙げてあります。

前段のところは役所内のことが中心ですが、後段については「市民誰もが利用しやすい情報通信技術の普及が課題・・・」ということなので、広くはそういうところも、今現在、山北・朝日地区からやって、今後全体の情報基盤整備については、今年計画をまとめておりますので、それらによって、利用し易いような全体のまちづくりを進めていく、その環境整備を進めていくということを含めてです。

会長

今の説明については、よろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

その他ございますか。

この窓口の総合化というのは、窓口に行ったら、役所の人が、担当の方がすぐに出てきて対応してくれる、あっち行け、こっち行け、あの課行けとたらい回しにするんじゃないですよと、市民の方がお出でになったらお客様として扱うんですよということを言っているんですよね。

事務局

前回の委員会の議論にもありましたように、ここで申し上げている窓口の総合化等というところに は、役所に行けば一ヶ所で全部用事が足りるというイメージだけではなくて、そういう一ヶ所の総 合窓口みたいなところにお座りいただければ用件が全部済むというのもあるでしょうし、場合によっては、この役所の造りがこういうふうになっておりますので、最短のところを行っていただいて用事が全部終わるというものを作っていかなければならないというものもありますけども、基本的には会長が言われるとおり、ここだと分からないからあっちに行って聞いてくれというのは、無くしていくということが大原則ですし、職員の接遇のところでも話をしましたが、自分の部署でないものもある程度入れていないと、どちらへ行っていただくか整理がつかないということもございますし、必要以上に自分の担当以外のことを全部お聞きしてから、それはあっちだと言われて、2度同じ事を言わなければいけないなんてことがややもするとあります。それが、色んなことを覚えたり、マニュアル化をしていく中で、市民の皆さんに負担をかけないような窓口対応を総合的に考えていくというつもりです。

ですので、ワンストップでなければならないというのは、それはちょっと検討させていただく材料になります。

会長

実際に市民の方が関係するのは、ここが大きいと思うんですよ。

この行革によって、市民の方が用が足りるようになって良かったと言ってくれるように、そのためには、役所の職員というのは、市民をお客様扱いする、民間感覚でやらなければいけない。あっちの課へ行ってくれ、こっちの課へ行ってくれというのは、自分が主体ですよね。そうではなくて、やっぱりお客様に担当者が出て行って対応する構えでなければ接遇マナーとしては駄目なわけですので。

事務局

2・3日前にも行政サービス改革部会を開きまして、いくつか項目がありますけども、具体的にそれの行革実施計画を作っていく、先ほど出ました職員の接遇マナーの向上のためにはこういう取り組みを行いたいというような議論も始めておりますけども、接遇のための研修を行うというだけでなくて、そもそも職員の基本的なところを、笑われるような部分もあるかもしれませんが、今会長が言われたようなことを、皆が自分のこととして考えていく中で、そういうものが出てこなければならないというような議論をしていまして、色々な積み上げをして、向上を図っていくというところを具体的に計画作りをしていきたいと考えております。

会長

先般、ある会議である人から、支所へ行ったけど用が足りなくて、本庁へ行ってくれと言われて、あれはなんなんだということを言われてて、何の用で行ったかは聞かなかったのですが、支所へ行ったって何も用が足りないんだということで、何のために合併したんだか分からないし、我々市民も、支所ではどういうことをやっていて、どういうことは本庁に行かなければならないかということを、我々も市報なんかをよく読んでいれば分かるのかもしれませんが、やっぱりお年寄りだとか、よく分からない人もいるわけですから、本庁に行かなければ駄目って言われるのは、やっぱり上手くないと思うんですよね。そんな苦情というものはないのですか。

事務局

今言われたようなことは、何が原因で、市民の皆さんがそう捉えているかにもよりますけども、確かにあります。それは、制度が間違っているのではなくて、申し訳がないのですが、本庁・支所の連携のまずさだったりというのが、初年度に出ているというのがあります。

ですから、本来であれば機能するはずなのが、その確認不足とかでご迷惑を掛けているというところ

が無いとは言えないというふうに思っています。

それは、制度そのものを変えるのではなく、その程度の報告・連携も取れていないのかというところをクリアすればいいわけですので、そういうことで改善するという単純なところは色々あるのだと思いますし、よく言われるのは、それぞれの地域で地域の課題としてあるものについても、全部本庁に行かないと整理出来ないのかということは大きな課題だと思いますので、それらは整理して作り上げたい。

会長

今現在、支所だと住民基本台帳だとか、申請だとかは支所。その他のことは本庁ですということは、 はっきりしていますか。

事務局

基本的には、合併のスタートは総合窓口として、住民の皆さんに負担を掛けないようにしたかたちから、あるべき姿に段々なっていくんだという方向ですので、基本的にはどの支所でも出来るかたちになっていますけども、部制を敷いて、本庁のところの支所という位置付けですので、先ほど出てきたように、予算の権限その他については、支所単独では整理できない部分は確かにございます。

委員

「(1)窓口改革」について、先ほど委員から出ました意見と同様の意見なんですけども、ここで出ている「全体の奉仕者」という言葉が聞きなれなかったのですが、後で調べましたら、憲法の条文にもある言い回しということですけども、私は前回欠席した際に提出しました意見には、市民の身になった、市民の立場になってという、そういう意味合いをやはり強くすべきだろうというふうに考えまして、申し上げたわけであります。

次に「(3)事務事業改革」についてなんですが、確かに効率化を図るというのは当然といえば当然のごもっともな話なんですが、反面サービスが失われていくということになっては上手くないわけでありまして、「アウトソーシングや指定管理者制度などについても、積極的かつ計画的に取り入れていきます。」と書いてあります。その考え方、言い方はそれでいいのでしょうけども、今現在も、直営もあり、直営+アウトソーシングもありますし、指定管理者制度もありますが、そこがどういう基準でそうなっているのかというところが、一般市民にはよく分からないんじゃないかと。場合によると、なかなか行政でやっていても大変だから、それじゃあ誰かに預けてしまうかという、そういう話だと、基本的な考え方としてはたしてそれでいいのかなという気がしますので、短い文章の中で、考え方を表すというのは不可能だとは思いますが、現在どういう基準のもとで、アウトソーシングなり指定管理をやっているのかというところは、聞かせていただきたいと思いますし、今後どう考えていこうとしているのかということも、ついでにお聞かせいただければ、ありがたいです。

会長

それでは事務局、今言われた基準、そして今後どうやっていこうとしているのかということを、お話 いただけますか。

事務局

この事務事業改革の中のアウトソーシングや指定管理につきましては、今ほど言われたように、色々な業務をさせているわけですけども、これが例えば、電子の力を借りるようなことでも、それを専門にやっている業者の方が私らよりもというように、広い意味で「アウトソーシング」を使わせていただきました。

指定管理につきましては、特に公の施設で、この指定管理者制度を適用するわけですので、この公の施設の管理についても、今現在直営であったりですとか、職員を配置していなくても、なんらかの事務などをやっている場合があります。これは、次の施設改革にも係るわけでありますけども、まず公の施設として、今現在も含めて、20年、30年経った施設が、これからも公の施設として必要なのかという検証からまずやって、それで今後も市が公の施設として必要だ。いや、これは地域に譲るべきだ。これは、廃止してもいい。というような整理をして、じゃあ残った施設についてはどういう管理をしていくんだということについて、その中の一つに指定管理者制度もあるという位置付けは、しっかり出したいと思っておりますので、何を根拠にと言うと、公の施設に関しては、その検証からして、その管理、当然事務的なものも発生しますので、指定管理として事務軽減を図りたいとか、というつもりで、こちらは挙げさせていただきました。

委員

分かりました。

おそらく、ここまできたらこうだというような明確なものは、なかなかきちんと表せないと思います。ただ、後で議題になります補助金との絡みも切れないので、一応お任せはするんですけども、やっぱり財政的な支援は続けなければならないということもあると思いますので、その辺のところをきちんと整合性がとれるようなものになっていかないと、なかなか市民の理解は得られないんじゃないかと思っております。

委員

今までのお話を聞いていて大体理解は出来たのですが、「窓口」というとらえ方で、窓口の総合化を 推進するという話がありましたが、普通に我々が認識している窓口というと、関係書類を交付してくれ るところということになりますけども、今の説明だと、職員一人ひとりが窓口なんだというふうな話も ありました。じゃあ、どういうとらえ方をして総合化していくのか。

それと、窓口の取扱時間、年度末の利用というのはどういうことか、ちょっと分からなかったので、この辺のところをお聞かせください。

事務局

具体的には、初年度である平成20年の年末については、今年度は曜日の関係で26日で通常業務が終わったわけですけども、29日・30日に、市民の皆さんの証明その他の窓口関係については、本庁・支所すべて業務を行いまして、来られた人の数、そしてどういう目的で来られたか、全部検証してございます。そういったことで、年末の業務については今後どうあるべきかとか、それから会社や学校の方たちの大きな異動が3月から4月にございます。この時期に夜間窓口を開設して、転入・転出の手続きが、平常の時間で無くても出来るといった対応について検討し、市民の皆さんが利用し易いかたちで提供していくといったことを検討していきたい。

それからもう一つ、福祉関係ですと5月に入りまして、保育のこととか色々な福祉のことに証明書が必要で、ほんの一時の間に、大勢の方が来られる時期がございます。その時には、税務の窓口が夜間もやっているとかという対応は、これまで5つの自治体がまちまちでありました。それを、どのかたちで提供するのが一番良いかということを検討していくことになりますし、今現在これについても、1年がたとうとしておりますので、検証して次に繋げようとしております。

委員

窓口改革ということで、市民が支所なり、窓口に行けば大体の用は足りるということを謳っているの

だろうと、接遇マナーの向上というのは当たり前の話だと思いますし、やはり縦割りでなくて、窓口に行けば大体の用は足りるということが、行った方とすれば大事なことですので、例えば、何の用事で来られたんですかというところが一つあっても良い気がするんです。そこで住民票をもらいたいんだとか、所得証明が欲しいんだと言えば、じゃあそこへ行ってください、こちらへ行ってくださいと言ってもらった方が、行く方とすればどこに行こうかとウロウロしているよりも良いような気がするのですね、そういうのが小さな親切かもしれませんけども、市民にとっては非常に大事なことでないかなという気がします。

縦割り的な対応というのが、役所であれば仕方がない部分もあるのかという気はしますが、行ったときに、どんな用事ですかという言葉掛けみたいなものがあると、非常に誰でも行き易い窓口になるような気がします。

委員

事務事業改革の関連ですが、後で協働のまちづくりのところでも検討はするんですが、7ページに「(2)情報の共有化とまちづくりへの参加」の記述があります。その3行目からの「また、各種施策に市民の声を反映させていくために、」ということで、検証制度を設けるという、そういう体制を整えていくんだという記述があるんですけども、ここでわざわざ記述を起こしているんですけども、これに対する事務事業改革の受けが無いんですよ。わざわざここで項目を起こしておきながら、事務事業改革なり、どこかで項目が本来は起きて、対応していかなければならないんじゃないかと思うんですけども、今読んだ限りでは、事務事業改革の前段の「事務事業の徹底的な見直し」の部分とかに入っていると言われたらそれまでですけども、わざわざこちら側で、協働のまちづくりという非常に大切だと言われている項目が、こちらの方に無いというのは、ちょっと片手落ちかなと思っているのですけども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

会長

その辺は事務局どうでしょうか、どこかに入っているということですかね。

事務局

そのつもりでした。

実は今、総合計画を並行して作っていまして、基本的な計画の中に、例えば目標とする4・5年後にはこういうふうにしたいというところを、一例を挙げますと、基本健康診査が仮に受診率43%ですと、これはとても大事なことなので、5年後には48%までにしたい。そういうものを盛り込んで、その検証もできるような仕組みを全体的にやっていきたい。取り分け協働のまちづくりを進めるうえでは、市民の皆さんとそういうものを共有していくということが非常に大事だということで、そちらの方に挙げました。

これは、総合計画自体でそういう作りをしようということでしたので、ここでは協働のまちづくりのところで、皆さん方も検証できるようなかたちで、一緒になってやりたいということを盛り込んだつもりだったので、そっちとこっちの整理がつかないと言われればそうかもしれませんが、あえて、協働のまちづくりの中に入れさせていただきました。

会長

この、協働で新しいまちを作っていくということは、大きな柱にも挙げているわけですから、この検証制度というものを、市民と一緒になって作っていくということならば、一人ひとりの市民がどういうまちを作りたいのか、どんな考えを持っているのか、どういう願いを持っているのかを把

握しなければならないわけです。そのために検証制度も、どういうメンバーかは分かりませんが、やっていくと言っているのだから、事務事業のところにも、そういう新しいことは謳っていって、あまりにも抽象的な用語が出てきて、全体的に御無理ごもっともなんですよ。御無理ごもっともなんじゃなくて、具体的に読んだ人が分かるように、整合性を持たせるかたちで、具体的に取り組むことは挙げていただきたいという、委員の希望をかなえるかたちでお願いできませんでしょうか。

事務局

こちらに書いていないからやらないという訳ではないので、分かりました。

会長

それでよろしゅうございますか。

委員

分かりました。

会長

ありがとうございました。

それでは、施設改革について、ご意見をいただきたいと思います。

委員

さっきと重複するんですが、私も前からこの指定管理者制度に非常に疑問を持っていまして、行政でも運営出来ないものを民間のパワーを活用して、という方針なんですが、無理だと思います。まあ、無理とは言わなくても大変だと思いますので、当然そこには、現状の補助金、運営費の補助といったものが出てくるのですが、そういうことも先ほどの話を聞いていると、もしかすると廃止するかもしれないということなので、是非その辺のことも、ここではあくまで行革大綱なので、載りませんけども、大ナタを振って、ないものは切ると、無理なものは残さないというところを、この施設改革のところで、「(3)施設統廃合等改革」もありますが、それは強く感じますので、よろしくお願いします。

委員

他の改革事項とあわせて、確かに5市町村が合併して、バラバラだったものが一つになって、施設の統合等の基準はまだまだ無いと。ただ、今言われるように、直営でやった場合の事務の効率化、改革をしながら、努力をした結果、こういうことになっているのか、あるいは職員改革と同じようなことで、そこに従事する職員の皆さん、人的な配置が民間サイドから比べると、公共的な施設は非常に人件費、あるいは臨時職員の方が多いように見受けられます。

やはり、必要なものは必要なんだと、その中で改革をしながら、努力していくということも必要だと思います。その中で地域の特性を活かしていけば、再建可能な、またやっていけるものも出てくるんだと思います。

委員

ここでは、有料施設の場合の料金のことについては、特段触れていないんですが、どうなんでしょうか。

私が思うには、ある程度の利用料金というのは、住民が受益者負担するというのは、基本として

あっていいんだと思います。それで例えば、過去に市民は無料で、他の市町村民は有料だったという施設がありましたけども、その場合も中途半端な差を付けるんじゃなくて、ある程度の単価で、本当に利用する人はその料金を払うことによって、大切に使う。そうやって皆で大切に使うんだという意識付けもしながら、あいまいな、中途半端な料金設定は、私はそれが本当の意味で地域のサービスに繋がっているかというと、そうではないという気がするんですが、料金の部分については、どのように考えますか。

事務局

特に、この施設の項目には入れませんでした。有料施設の使用料・利用料については、4ページの歳入改革のところで、「使用料・手数料については、適正な原価計算を行って見直し、」のところに入れたつもりです。当然利用者負担の原則ということも入れていくことになりますので、こちらにはあえて入れませんでした。

会長

旧5市町村の中でも、デコボコはありますよね。

事務局

それは当然ありますし、例えばなになに施設は合併したらこうしようというのを、全部合併の時に決めまして、それにそって今調整をしています。そういったものはそれでいいんですが、今ほど言われたような、特定の方が利用するものについては受益者負担があっていいんじゃないかということは、歳入の確保からも当然検討していくということになります。

委員

施設改革の中で、先ほど委員から質問があったときに、今後の施設の選定の仕方、廃止するかも 含めて古い施設から検討をしていくというふうな、使用出来るかどうかということも基準の中にい れていくという・・・。

事務局

そうではなくて、この「(3)施設統廃合等改革」に書いてあるように、例えば法律で除外されている学校とか道路とかは別に、公の施設と言われるのが、小さい施設も入れると500・600という数になります。それを全部拾って、去年作ったものもありますし、何十年経っているものもあります。それを全部テーブルに上げて、この施設はこれからも本当に市の財産として必要なのか、市民の福祉のために市が持っていなければいけない財産なのだろうかというところを検証したい。

ですから、場合によっては20年前、30年前に、このサービスが必要だからとして造った施設についても、もうそのサービスは終わったんじゃないかという検証もあるんじゃないかということで、「古い」という言葉を使っていたとしたら、そういう意味です。

新しい、古いに係わらず、すべて同じテーブルで見ていこうということで検証しております。

委員

もう一つ観点として、今指定管理者制度は各自治体でやっているのですけども、非常に経費を削減するわけですよね。結局は有料施設の、例えば体育館なりを、どこかの指定管理者を入札で決めて、通常であれば一番経費の掛からないところが受けて、その施設を維持していくわけなんですけども、中にはやはり事故があって、直営に戻すケースというのもかなり見受けられます。それはや

っぱり、それだけの経費を落とすことによって、例えばプールだと監視員が少なくなったりとか、 改修を本来であれば抜本的にやらなければいけないものを小規模で抑えるとか、そういった手法。 もう一つは、指定管理者制度になったときに、直営で持っているよりも情報公開の精度というの が下がるんじゃないかと思われるんですよ。それは指定管理者の方へやるんですけども、そちら側 からは決算とかそういうものが上がってきたとしても、一般市民に対する情報公開の精度というの は下がりそうな気がします。ですので、施設がどうかというよりも、市民を守るためにはどの施設 は直営でなければいけなくて、どの施設は指定管理者としてもいいかというような、そういう観点、 お金だけじゃなくて、そういう観点での振り分けもどうしても必要なんじゃないかと思いますので、 判断基準を明確にというお話もありましたので、色んな視点でアウトソーシングなり、指定管理者 制度をしていかないと、後々結局は市民が苦しむだけということになりそうなので、この辺につい ては十分に、単純に減らしていくんだよという記述じゃなくて、その辺も含めてしっかり皆さんで 考えたものを反映させていただきたいと思います。

事務局

特に指定管理者制度についての話でございますので、ここには載せておりませんが、具体的な実施計画をまとめるに際しまして、施設の見直し計画というものを作りたいというふうに思っております。ですので、それには500・600の施設がすべて載るというかたちを検討しています。ですから今ほど委員からお話ありましたように、今後も公の施設として必要かということは、まさに行政が色んな福祉サービスを提供するのが施設でありますので、そういう観点からの議論がまずあると。その中で、今言ったような整理をして、市が管理していかなければならない手法の一つに指定管理者制度という考え方があると。というようなことを検討しまして、それから指定管理者制度についても、確かに今現在直営でやっている施設等についても、例えば経費が3,000万円掛かるのに、収入としては1,000万円しかない、ですけども、これは市にとって非常に大事な施設だ、これからも必要だということになると、この2,000万円の行政負担というのは、上限は別として必要だというふうに思っております。ですから指定管理にそういうものを出す場合でも、そこに入る収入のみでやっていけないかという方法と、これだけは市として提供するので、頑張った入館料は市に歳入として入りますよという方法もありますし、頑張った分だけあなた方取ってください、そして不足すると思われる分は、更に市が補てんしますから民間のパワーを貸してくれというやり方ですとか、指定管理者制度にも色々なやり方があります。

それから、指定管理に出すというのは管理運営を委ねるという方法の一つでありますので、あくまでも市が設定した条例の範囲内で、それを逸脱することは出来ません。それは大原則でありますので、先ほど言ったようなところが、ややもするとそれが見えない部分で、経費を下げるために、例えば協定を結ぶ際に、こういうことはやらなければいけないということを、もしかたら削っているのかもしれませんが、その辺は整理したいと思っておりまして、出来るだけ細かいところまで計画書として臨んで、こういうかたちで施設の管理はやっていきたいということを公表していきたいと思っております。

会長

これは行革大綱ですので、行政改革をしていくときに、こういうふうにして、こういう観点から 改革をしていくんですよというのが、大綱だと思いますので、今言われたように600ある施設に ついて、これが市として今後も必要なのか、必要でないのかということから見直して、必要だとい うことになったら直営でやるのか、委託にするのか、指定管理にするのかということをやっていく わけですけども、その中で、今委員からもお話ありましたような、経費削減だけじゃなくて、市民 を守るためにというようなことはここでは謳われないということですね。

事務局

前回の委員会のときに、改革の「必要性」、「基本方針」、「具体的方針」と3段階になるのが分かりづらいと、いやこの方が分かり易いという議論をいっぱいしてもらいました。それでこちらの方を選んでいただいたわけですけども、今ほどの議論については2ページの施設改革の基本方針のところに、まずもっての大きな考え方、こういうことで施設は全部見直すんです。というものの具体的な中身が6ページの具体的方針ですので、あえて二重には挙げなかったんですが、それは大前提として、施設の見直しは行いたいということであります。

会長

ありがとうございました。

他にこの施設改革のところでご意見をお持ちの委員さんはおられますか。

事務局

市が持っている施設で、例えば農林水産省の補助金を使って建てました。というような市の名義になっている施設があります。そういうものについては、今までは施設の耐用年数が残っている間は、別の目的に使ったりするときには補助金を返しなさいという縛りがありましたが、今年度国の行政改革で、そういうことをしていては地方が疲弊する、うまく活用出来ないということで、大幅にその条件を緩めてもいいということで、概ね事業を開始して10年過ぎたものについては、別なものとして使ってもよくなって、例えば学校が統廃合で廃校になったもので、まだ新しいものだから別な用途に使っては悪いという縛りがあったんですが、それについては地域の活性化センターに使ってもいいとか、そういうふうにどんどんなってきましたので、そういうのも見ながら活用に関しては十分検討していきたいと考えております。

会長

ありがとうございました。

それでは、このところについては通過させていただいてよろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

それでは「 市民協働のまちづくりの推進」について、ご意見をお持ちの委員いらっしゃいますか。

委員

「協働」という言葉が、良いのですけど、いったい何をどうすればいいのかというのは、市民はピンとこないと思います。例えばそれを、無償で手伝いをしろというように単純にとらえられてしまわないかなと、行政の方としても、それがただ単にお手伝いをしてくださいということではないということを、もう少し強いメッセージでお知らせしていかないと、なかなか共感は得られないんじゃないかと。

例えば6ページ下段の「自分たちの地域は自分たちでつくる」という文言が真っ先にあれば、そ

うかそういうことなのかと、受け止めていただける気がするので、これだとまず手伝ってください という感じを受けるので、ちょっと忙しいからといって引いてしまうような受け止め方になるよう な印象を受けます。

委員

「(2)情報の共有化とまちづくりへの参加」とあるのですが、この「情報」というのは何を指して、何を提供していくつもりなのかということ。

そして、先ほどいただいた「村上市まちづくり市民アンケート集計結果」を見ますと、市民の意見を行政に反映させて欲しいという一方で、協働という部分については関心が非常に低いということで、市民の人たちも言うことは言うけど、やることはやりたくないというような、今どきちょっとわがままな部分が見えていると思うんですが、多分それも協働やまちづくりに市民が参加するというイメージがわかなかったりだとか、仕事をやっていて時間がなかったりだとか、自分が参加するときに協働のやり方が、どういうものがあるのか分からなかったりだとか、そういう意味でも情報の共有化というのは大切なことだと思うのですが、その積極的な情報の提供という「情報」が、どのようなものを指しているのか聞かせていただきたいと思います。

事務局

広くは、市が行う行政情報全般を今まで以上に、という意味ですが、この協働のまちづくりの括りでは、特にこれから一緒にまちづくりをやろうとしているところは、対等のパートナーとして位置付ける行政側と市民の皆さんとが、色んなかたちで共有していこうというようなつもりです。

それで、3ページの組織・機構改革のところに、そういうものが本当に、役所も地域の皆さんも一緒になってやっていけるようなことも大きな柱にして、平成23年4月には組織を変えていきたいという提案を申し上げました。

ここには、これから「協働」というのはよく使うんだけど、新たなことをしなければいけないというイメージでとらえられている部分もいっぱいあるのだと思うのですけども、そうではなくて、そもそも地域活動とか、そういうものを今後うまく一緒になってやろうというものがベースになっていないと、活きないんだと思います。そこで、ここでは協働のまちづくりに当たって、行政側も変わるところを、平成23年度に向けてその体制づくりもしていきたいし、例えば今までこちらからお願いしてやろうとしているのが、旧地域ごとに今までの役所との係わり方、財政支援の係わり方に相当違いがあります。それぞれの部署で、今年来年あたりで整理しようということで努力していただきますけども、これらを全部含んだかたちで、じゃあそういうかたちで一緒になって地域が元気でるようなことをやろうというような仕組みをまず作っていくと、そんな段階の色んな情報という意味でございます。本当に違うんですよ、これまで取り組んできたことが。

会長

旧5市町村で相当デコボコがありますよね。

事務局

あります。

ですから、それはそれで地理的条件とかで、この市役所の近くのように、隣の町内ともくっついていて、全部一つみたいになっているところの地域づくりと、隣の集落ですら遠いような条件のところの地域づくりとでは、財政的な支援の仕方とか様々な違いがあって、これからそれが一つになっていきますので、それらのところを皆さんで認知して、じゃあ役所も一緒になってこういうふう

にしていこうということを、大括りでは協働のまちづくりですので、NPO法人なんかを新たに作って活気を出したいというよりも、そもそも一番身近な自治のことを大事にして、それをベースにしていくということが非常に大事なんじゃないかということで、それが「協働」ということで、先ほど委員が言われたように、うまく理解出来ていないのかもしれないということは、組織を提示していくときや、色んなところで分かるように、私どももしなければならないなと思っております。

委員

だというのであれば、書き出しを「地域の住民団体、ボランティア団体やNP をはじめとした市民活動団体、」としてしまうと、もっと身近なところで、例えば集落だとか区の中でというようなことが基本にあるのであれば、そういう書き出し方をしていかないと、なんか全市を活動エリアにして、何かやってよということになると重たく感じるし、なかなかそうかとは言えないんじゃないか。

例えば、「農地・水・環境保全向上対策」ということで、いくつかの集落で取り組まれていますが、あれなんかまさに地域住民で地域を守りましょう、きれいにしましょう、活性化しましょうというようなことですよね。予算の出どこは違いますが、そういうことなんであれば、ちょっと言い方が違うんじゃないかなあと思います。

事務局

確かにそれがベースなんですけども、それのみでないので、横並びで書いたところはあるんですけども、市民に分かり易いのは、今言われたようなことがあって、それにボランティアも含めた団体等もという書き方が良いというのはそうかもしれません。

会長

自分は関係ないよということでなくて、自分も関係あるよという、自分たちがやっていることじゃないかという書き方にしてもらわないと、なんかNPOや市民団体と言われても自分は関係ないとなるので、そうじゃなくて、区長会でやっていること、公民館にいってやっていること、老人クラブでやって元気出すために補助をもらってやっているあれのことだと言われれば、自分もという気持ちになるが、NPO、市民団体と言われると、自分は関係ないとなってしまう。やはりお年寄りも若い人も皆関係があるんだという気持ちになるような書き方はどうですかということを委員も言われているんだと思います。

事務局

分かりました。

委員

住民団体、ボランティア団体というよりも、いわゆる町内会だとか老人クラブも含めたというような、言い方なんでしょうが、住民団体というと既にある組織みたいに思ってしまうので、「町内会等の住民団体」というような言葉から入ると、もう少し身近なものという感じになるのでないでしょうか。

委員

自治区単位を活性化していくということをおっしゃっているのだと思うのですが、それが繋がっていって市全体が、という言い方をされているので、それはもちろん各団体が協力するのでしょう

けども、職員の方も、例えば地区担当者というのが以前ありましたけども、そういうようなものがあって、例えばその自治区はこの職員の方と一緒にまとめ上げていくんだというようなことが、行革実施計画に出てくるのかは分かりませんけども、団体さん頑張ってくださいよというだけでは皆さんおっしゃるように動けないと思いますので、この地区のことはこの人に聞けばということを職員の方にもやっていただいて、ある意味でのリーダーシップというものを、本当は民間が執れれば一番良いのでしょうけども、最初のうちはそうやって、職員の方も一緒になってやっていって自治を元気にするということが必要なんでないでしょうか。

会長

今委員言われましたように、職員は削減するし、みんな減らそう減らそうということで、暗いイメージになるけども、こういう新しい、今ある地域を更に元気にするために職員が必要ならば、職員を増やしてもいいと思うんですよね。市民との新しい関係を作る係みたいなものを。

事務局

6ページの一番下のところに、「市の支援体制の強化を図る」という文言がありますが、まだ全部確立していませんので、この言葉に含めたつもりですけども、今ご議論いただいているような方向で、市の組織、職員の体制も考えていくべきだということは大きな柱にしていかなければいけないというつもりです。

会長

必要な課というか、担当者は作るべきだと思います。なんでも減らすんじゃなくて、元気が出る ために必要なところは大事なんだということを今委員もおっしゃったんだと思います。

委員

私も協働のまちづくりを市民に説明する、訴えるときにですね、全体的なこととしまして、地方公共団体というような意味合いの説明は分かりましたが、一方もっと大事なのは、この村上市は地方自治体であるというのが非常に大事だと思うのです。自治体の原点というのは地域にあるわけです。その中で地域で決めて完全自己完結型で今まで進んできたというベースがあるわけです。やっぱり地域、地域に実情があるわけですから、その地域でもって実情を汲み上げながら市の方に訴えていく、こういった活動が協働のまちづくりになろうかと思うのですね。

具体的に言うと、この前委員からお話ありましたように除雪等で非常に苦労している地域がある。それをこれから誰が支えていくのかという問題にしていかなければいけない。これこそ除雪の方に支援体制を物心ともに、6ページの末に書いてある市の支援体制のところに入れて、取り入れながら、そういう仕組み作りが出来る環境を整えていかないと、いわゆる住民の方に地方自治とはなんぞやということを、十分に理解させていかないと、協働のまちづくりにいきなりは理解していただけないような気がします。

もう一つ、言葉のアヤなんでしょうけども、「対等な関係に立って」という文言があるんですが、これは対等な立場ではないわけです。元来、基本的なことで地域では出来ないことを税金を払って公共サービスをしていただくということであって、対等ではないんじゃないかなということを、私は感じました。感じ方の問題ですので、別段それをどうこうしろということではないのですが、基本的には地方自治、自治を高めるということが一番行革にとっても大切なことなんだという意識をもって、文面を考えていくべきだというふうに感じております。

こういう市民と一緒になってまちづくりを進めていこうというときに、パートナーシップと言われていますが、これは対等という意味ですよね。

事務局

まだ積み上げている段階でして、申し上げるのにはばかる部分があるのですが、基本的には、村上市でどういうかたちが一番良いかは分かりませんが、旧村上で5地区、旧荒川で2地区、旧神林で5地区、旧朝日で5地区、旧山北で5地区あります。そういう地区単位で、私らこういうことをするんだと、したいんだという提示があって、職員も一緒になって共にそれを支えていく、それに係る予算は、一定の基準のもとで、自由に使う分はそっちにもっていくという仕組みが考えられないかとか、現にそういうかたちで、地域づくり、ここでいう協働のまちづくりで地域の特色を出したまちづくりをしているところがあります。それの村上市版として、ご提示出来ないかということで、検討しております。

当然、6ページの下に書いたように、最も大事なのは、これから職員が減る中で、この部署こそ充実していかなければならないんじゃないかということは強く感じておりますし、それはイメージして、今現在議論しております。併せまして、先ほど申し上げましたように、今現在もの凄いバラッキがありますけども、これをある程度の議論を経てご理解いただいて、その上で、それが旧市町村ごとにやり方が違ったとしてもそれはそれで、同じ事を押しつけて上手くいくはずがないので、うちらはこうだと、これについてはこうだというような作り方で、皆さんで作り上げていくというのを大きなベースにしていく、というふうなことを思っていまして、出来れば平成23年に組織としてはそういうものも打ち出したいと思っております。

委員

私もそうだと思います。各地区の実情にあったものを出していって、必ずしも全市均一というのは、やってはいけないと思います。

事務局

A地区で一番大事なものと、B地区で一番大事なものは違っていいんだと思います。その部分はどんどん出していただいて、ただ、一緒に作っていくので、全体が上がっていくようなベースの部分は皆さんに理解していただいて、各地域の特色は十分出していただくというのは必要なんじゃないでしょうか。

例えば岩船地区で言えば、地区内の連携が強く、面積的にもこぢんまりとしていて祭りを中心に 色んなことを言えば響くところですから、それはそこに合った考え、一方バラバラになっている集 落が集まっている地域であれば、それはそこのやり方があるんだと思いますし、色んな行政として の支援はどうあればいいかということは、同じでないやり方が出てくるというのは、当然なんだと 思います。

会長

本当に実効性のあるものにしていくために、行政側も担当者を就けていくというのも必要なんじゃないかと思いまして、それぞれの地域はそれぞれの特色のあることをやっていて、計画とかを出してもらって、じゃあそれに予算を付けますよというだけじゃなくて、やっぱり行政の担当者が居て、それぞれの担当者が集まって、この地区ではこんなことをやっているというような情報交換をしながら、それをまた地区に戻って情報を発信していって、それぞれの地域で頑張って、元気を出

していくということが必要だと思います。

委員

その点について、昨年の10月ころに、商工観光課からこの市内の275集落の、歴史・文化・ 事業とかを盛んに調査しながら、各集落、自治区ごとに比べて、集約しているという段階というこ とで、そういう調査依頼が来ております。

段々と、合併したはいいが、右も左も分からない中で合併をして、新年度に向けてすり合わせを しながら、協働のまちづくりということも踏まえながら、主に地域の特性がなにがあるかというこ とに、非常に関心を持ってきているみたいです。

会長

ありがとうございました。

このところについてはこの位で終わらせていただいて、よろしゅうございますか。

委員

私は、この書いてある文章は非常に良いと思います。

ただ1点、最初の方にあった議論で、最初の1行目が特定の団体を指すようで、私もずっと気になっていましたので、是非そこに先ほど言いましたように、「地域の町内会などの」というような出だしから始まれば、この文章に関してはすべてよろしいと思います。

「町内会」という言葉が良いかはわかりませんが、このままだとあくまでも任意の特定団体を指すような感じがして、どうしても抵抗感がありますので。

会長

それでは事務局、その辺の意図することをくんでいただいて、「市民」という始まりがよいのか、「町内会」がいいのか色々案はあるでしょうが、親しみやすく、自分も関係あるんだということが伝わるようなかたちで、お願いいたします。

それでは、次の「行政改革の推進」以下でご意見ある方いらっしゃいますか。

委員

計画期間は、平成21年度からとなっていて、平成21年度の予算編成が今進んでいると思うんですけども、その平成21年度予算編成方針案なんていうのは、この委員会に公開していただけないものでしょうか。行政側として、こういう方針で予算を組みなさいというのは必ず出しているはずですので、ここで議論された最終的なものは、補正予算なり、なんらかのかたちで反映されるというかたちになるのでしょうけども、まずスタートして、21年度予算編成をするに当たって、そういうかたちで臨んだかという資料がまったくないので、それを出していただけないかというのが一つ。

それから推進体制ですが、ちょっと良く分からないのが、7ページの一番下ですが、「その推進を図ります。」とありますが、「その」というのは、どこに掛かるのでしょうか。

事務局

1点目は、行革が担当している部署でない資料でありますので、確認をしまして、ご提示できるものは提示します。

2点目は、行革大綱全体の推進を図るというつもりで、ここに書いたものであります。

委員

であれば、ちょっと並びを変えていただいて、それに掛かるというのが分かるようなかたちを検 討していただきたいと思います。

会長

他にご意見をお持ちの委員おられますか。 それであればここで一旦休憩をさせていただきたいと思います。

(午後2:58~3:10 休憩)

会長

休憩を閉じて会議を始めさせていただきます。村上市行政改革大綱案について一通り審議を終わりました。もう一度最初から通して、ここはやっぱりこういうふうにという何か提言、問題提起等がありましたらお願いします。

行政改革の必要性」のところは、いかがですか。

委員

5ページの行政サービス改革の(1)窓口改革の「窓口」という言葉の定義と「窓口の総合化」について、注釈をつけたほうがいいと思います。「窓口」は、一般的な窓口だけでなく、職員全体が窓口なんだという意味や「窓口の総合化」は、必ずしもワンストップを前提にしてはいないという説明だったので、後で誤解が生じてくると悪いと思います。

会長

(1)の一番下のところでもいいから注釈をということですね。窓口とわざわざ言ってるからね。

委員

ほかの方法があればそれでいいと思いますけど。捉え方の違いが出てくるのではないかという気がします。

会長

それを入れるということは無理ではないですよね。

事務局

はい。

会長

窓口について何人かの委員からご意見をいただきましたので、今の委員の意見についてよろしいですか。

事務局

はい。

また、戻りますが、「 行政改革の必要性」、「 行政改革の基本方針」にします。ここのところで何かご意見をお持ちの方は。

委員

今まで自立か合併かということでさんざん悩んで、結局というか合併を選んで村上市が誕生したわけですが、市民感情として、自立でなくて合併してよかったという感覚があるんですよね。そうではないだろうと。同じ自立なんですよね。必要性の後段の最初の行にも書いてあります。「活気ある自立した自治体」と。それがうまく市民のなかに溶け込んでないんです。自立じゃなくて合併したはずだというようなことで。どこの自治体もこの辺、苦労してるところだと思うですが、少しこの辺で丁寧な言い方がないのかなというようなことを感じています。これからはやはり、合併して自立していくんだというところをもう少し、捉え方がどうかなと思います。

会長

そういう意味なんだろうと思うんですけど、そこの表現の問題ですよね。

委員

そうです、表現の問題だと思うんです。それと、自治体を高めていくという表現は、もう少し盛り込まれたほうがいいと思います。地方公共団体としての説明は、かなり肉厚になっているんですけども、自治体に対しての説明が少し薄いんじゃないかなと感じています。

会長

第1点目の行政改革の必要性の3行目に「将来においても自立した自治体であるために、」とあります。合併した新しい村上市が自立したという意味なんですよね。

事務局

そうなんですけども・・・。

会長

その辺のところを、今の委員の意見をもう1回考慮していただいて、表現が改められるなら改めていただきたいと。そして、自治体というのをもう少し強調してもらいたいということでしたが、それも検討願います。

事務局

後段の地方の自治体というのは、前回、出ましたように市民が主役の、そういう意味のということで すよね。

委員

はい。実は、このまちづくり市民アンケート(行政改革関係)を見て、ちょっとびっくりしてるんで すけど、自治に対する関心・意識が非常に低いですね。

会長

そのほか、1番、2番についてご意見をお持ちの方は。

委員

この会議の最初にも言ったんですけども、行政改革の必要性のなかで、ただ単に本当に苦しい苦しい という考え方があって、じゃあそれを行政改革の必要性のなかで、本当に何を残して市民のどういうも のを守ってどうしていきたいかというのが、もうちょっと行政側の考え方が出ていてもいいんじゃない かと思うんですよ。

私、最初、これを直し始めたんですけども、細かいところを直していくと、真っ黒になっちゃったんで。まず1つの考え方として、上から5行目、「新市誕生時、982人の職員体制で」とありますが、このなかに、第1回行政改革推進委員会で言った職員の意識改革関係が全然入ってないんですよ。職員が減っていきますから柔軟に対応していかなければいけないですと書いてあるだけで、例えば具体的に言えば、「今から組織・機構を柔軟に改革して」というところの今からの次に「行政の」を入れて「今から行政の組織・機構を柔軟に改革していくとともに職員の意識改革にも取り組んでいかなければなりません。」というように、私は、最初の委員会でそういう提案を申し上げたので、是非それは入れて欲しいと思います。組織が段々縮小していって、あと何もしないんじゃなくて、縮小していくのは有りなんだけども、それは約束事として有りというのは認めましたので、それとともに職員の意識改革にも取り組んでいかなければならないというのをまず1つあげて欲しいです。

それと、行政改革の必要性の後段に、「これら本市の状況に対応し、活気ある自立した自治体であり続けるためには、」とありますが、「活気ある」というまりも「活力ある」という言い方のほうが。先ほど会長があいさつされたときも「活力ある」という言い方をされましたので、私はそちらのほうがいいと思いますし、その「自治体であり続けるためには、財政基盤の確立がどうしても必要です。」と。要は、不可欠だということですよね。これは、次の「財政状況の悪化は行政サービスの低下にも繋がり、市民生活そのものに支障をきたしかねないから行革はどうしても進めなければいけません」というふうに言わなければならないと思うんですよ。その前に「待ったなし」とか何とかと色々言ってますけども、要は、今現在お金が足りないわけじゃないですか。これから足りないと思われるのは、もう明白だということであれば、「本来、提供されるべき行政サービスの低下にも繋がるかもしれないという危惧があって、それが減って市民生活そのものに支障をきたす可能性がある」というのをきちっと謳っていかなければいけないかと。

それから最後に、じゃあ市として何を残して、どういう考え方でその改革を推進していくのかという もう一歩踏み込んだ、その必要性を市民の皆さんに納得してもらうだけの、やっぱり必要性という項目 をわざわざ起こしたわけですから、もっときちんとした表現が必要かと私は考えます。

会長

この前のときに、私はこの行政改革の必要性のところのなぜ必要なのかというところに、もう少し将来の明るい夢や希望のある村上市、まちをつくるために行政改革が必要なんだと。どうもその理念みたいなのが無いじゃないかと言ったら、それは総合計画のところにちゃんと載ってますからと言われたんだけれども、このところにもそれがあって、やっぱりこういう市を目指すためにこれからこの点とこの点に行政改革が必要なんだということが述べられていたほうがいいんじゃないかと、やっぱり感じますね。今、委員から3点指摘されましたけれども、事務局、よろしいですか。

事務局

今、確認していただくのを整理しますけれども、このものを市長から諮問して、ご審議いただいているわけですので、今ほどのようなものが、委員会の答申の指摘として、こういうのを明確に謳うべきだというようなかたちになると理解してよろしいわけですか。

はい。そのとおりに直すか直さないかは、私たちに決定権があるわけでないですよね。

事務局

答申いただくものとは別に、今、委員から言われたことについては、作業を進めているなかで何を目指していくんだというところを総合計画の作り、その他で私どもも描いてきて、先ほど申し上げた地域づくりとかというのにも重点を置いていかないとやっていけないというのは見えてきていますので、そういうものがここに入って、メリハリがつくようであれば検討します。

会長

よろしくお願いします。そのほか、何かご意見をお持ちの方は、おられませんか。 今、委員から3点指摘があったのは、ほかの委員は、そのことでよろしいですか。

委員

はい。

会長

じゃあ、その3点について指摘があったということでよろしくお願いいたします。 そのほか、1番、2番のところで何かありますか。

委員

2ページの「2 財政改革」について、前回、私、欠席させていただいたので、議事録を読まさせて いただきましたが、真ん中あたりの 1印が付いている「合併新法における特例措置がある間に財政の 健全化を図っていく必要があります」と書いてあります。これについて、議事録を見ると、私が思って いたのとちょっと違うようなニュアンスなんですが。というのは、合併をしたときに交付税がどの程度 確保できるかという話にも言及があったみたいですけども、私が理解しているのは、合併する前の構成 市町村が合併しなかった場合に一旦、交付税を算定して、例えば100億になりました。で、合併した 新市で算定したら90億になりました。じゃあ90億よりも100億が多いから100億は、新市に交 付しますよというような考え方。ですから、措置期間の間でも、来年算定したときに合併しないかたち で、今年100億だったのが来年90億に仮になったとする可能性もあるわけなんですよね。90億に なって新市で計算したらそれが例えば91億になったら今度は新市のかたちで交付税がもらえるとい う、私はそういう感覚だったんですよ。まあ逆転することはまず基本的にあまり考えられないんですけ ども、それにしても合併しない市町村で何回算定していっても、必ず去年と同じ額がもらえるというこ とじゃなかったということなんですよ。だというふうに私は認識してるんですね。だから合併しなくて もどんどんどんどん、今までの傾向を見ると減っていくというのが大前提にあるんですね。そうしたと きにこういうふうな表示をするということは、合併する前よりもいったいいくら多く来てるというそう いう、具体的には、これから合併の特例措置がある間は、だいたい通しでいくと20億以上はいっぱい 来ますよというような目算があって、こういうのが書いてあると思うんですが、その辺の数字というの は前回、示されたのでしょうか。

事務局

示しておりません。

委員

そうすれば、その特例措置がある間にじゃあいったいいくら、財政的な健全化を図るためにその財源をそちらへ振り分けられるのかというのを示してもらわないと。やっぱりこういう書き方というのはなかなか難しいんじゃないかなと思われますが。

会長

それはシミュレーションを描かなければならないわけだね。結局、旧市町村単位で人口がどういうふうに変動していくかによって交付税というのは出てくるわけですから、それを描いて、それとあともう一方では新市のを描いてですね。

委員

その差額がいくらだと。その差額を求めておいて、多くもらえるであろうその金額が、この財政健全化にいったいいくら振り分けられるんだというところが、きちっと謳われてないと、いっぱい来てるんだけど、実際は健全化のほうに振り分けられないかもしれないわけですよ。ほかの経費が掛かる可能性もあるわけですから。だからその辺のところの金額的なものを、将来に向かっての算定ですので法律も変われば、交付税の来る額も大きく変わってきますので、大づかみのところで、いったいいくら割り振るつもりで、この財政改革を推進しようとしているのかというのがやっぱり必要だと思います。

委員

私は、違うと思います。基本的には、入りと出の問題だと思うんですね。結局、今は国から来る交付税をもとに考えてるわけですから当然それは据え置き期間が新法では5年、前は10年でしたから。今は5年のはずですから、5年間、前の維持はできると。その間にどれだけの出を減らして、どれだけの入りを増やすかということなんで、差額を当てにしているといつも依存体質があると思うから、私は行財政改革が急がれるというふうに理解しているので、その差額の部分は気にしていません。ただ、無駄遣いを減らすようにして欲しいなと思いますので。

委員

ということであればますますこの表示が変わってくるわけですよね。

委員

結局、この期間は猶予期間なわけだから差額を当てにするんではなくて、前の金額を維持できるわけ だから更に減らしましょうと私は考えていいと思うんですよ。

委員

まあ、仮にそうであったとしても、いったいいくらその財政健全化のほうへ回せるかというそのものがなければ・・・。

委員

差額を回すんでなくて、出を減らすという考えのほうが私はいいように感じます。まあそれは色々あると思うんですけど。逆にそれは市のほうはどう考えているかなんですけど。

委員

そういうことです。その健全化に対してどういうふうに財源を確保しているかというところがあると

思うんですよ。

会長

改革のためにいくら必要だというのはわからないですよね。

委員

それはわからないです。

会長

だから、今、委員が言われるように全体の出を減らしていくんだということが改革なんだと。差額がいくらあるからそれをどこに使うんだということは分からないんじゃないの。

事務局

制度等については、委員が言われるとおり、今現在も自治体があったとしてというので比較になるわけですけど、ここで書いたのは、委員が言われたように、今は合併して人口7万人の市でこれだけのことをやるとこれしか交付税がいきませんというよりも、あまりにも極端に、何十億の差で減るというのが想定されますし、現にそうです。で、それが緩和されていく、この間に、本来人口7万人でこれだけの市が本当にやれるというところにもっていかなければならないというつもりの表現ですので、ここはそういう制度があるうちに、本来自分たちが身の丈に合ったような出であったり入をみて、そちらに移行していくということは十分にしていかなければならないというつもりで書きました。

会長

そのほかの委員は、お二人の委員の意見や今の説明を聞いて何かありますか。 委員、これは特に直さなくてこの表現でいいということですか。

委員

やっていただけたら、それでいいということです。

会長

そのほかの委員は、いかがですか。

委員、この表現はやっぱりまずいという感じをお持ちなんですか。

委員

私の感覚だと特例措置がある間に財政の健全化を図っていくという言い方がちょっと引っかかっていたんで。

事務局

そもそもそんなの当てにしないでということですか。

委員

まあ、そういうことですよね。

事務局

ただ、現実的には、今5つの市町村が一緒になる前の姿からこうなってきてるわけですので、これは 書かなくても今やれることに移行していかなければつぶれるわけですので、当然の話なんですけど、今 こういう制度のもとで合併をして、新しく踏み出しているので・・・。

会長

制度というものがあるんだったらそれは積極的に活用して健全化を図っていきますよということを 当然言わなければならないのではないか。

事務局

それでそういう今合併したものについてはこういう制度で移行を手助けしますよという制度なものですから、それが適用・・・。

会長

こういう制度がありますよということは、市民に当然知らせるべきものでしょ。

事務局

だと思います。

会長

合併特例債みたいなのは、今はないけど、こういうのがあって、こういうのはやっぱり有効活用していくんですということは、言わなければならないんじゃないですかね。これを単に削ってしまって、これを伏せてしまうということを今言われたのですか。

事務局

いいえ。私はそういう制度があるので、その間に十分皆で確認してそれに向かっていくようなまちづくりをしなければならないということですからこの提案をしているのです。

会長

そうですよね。

このことについて、いかがですか。

委員

何のため、誰のためのということが当然あるわけですので、私は、今の議論とちょっと、はずれるかもしれませんが、この出来上がった行革大綱が、誰がどんなふうにして受け止めるんだろう、これを誰が活用していくんだろうかというようなことを、以前、考えていたんですよ。おそらく一人ひとりの市民がこれをくまなく読むということは考えられないまでも、やっぱり気持ちのある人がこれを見たときに、ああそういうことなのねと納得できるようなものでありたいなと。そういう希望からすると会長がおっしゃっているように何か縮こまっていく、それに対してじゃあこの市の運営はどうあればいいのかと、何かあまり発展性のない表現になってしまっているなということが、ちょっと寂しい思いをしていたんです。そのお金の使い方がどうこうというのは、まさに委員が言われるように、まあ、そうは言え、財政は縮小していくわけですので、やはり出を少なくして効率性を高めていくということが必要だということは十分わかってますし、そうしながらも、輝いて活力のある地域をどうつくるかということもや

っぱり同時に示していかないと理解は得られないんじゃないかなという感想をもっていました。

会長

お二人の委員からご意見をいただいて、事務局の考えも聞いたんですけれども、ここのところ、委員 は、説明を聞かれていかがですか。

委員

それは私もやっぱり合併新法以前に、まずそこまで減るというところで、そこまでもっていかなきゃいけないという想いは一緒なんですけども、やっぱりこの合併新法の特例措置は、確かに制度的なものなので言おうとすれば、それを当てにしないでという言い方はおかしいんですけども、逆にそれも利用しながらみたいな言い回しにできないのかなと。そういう制度も活用しながら、それは1つの方策として、委員が言われるように出も入りもというような考え方のもっていき方というかたちが検討できないのかなと。結局、すべて落としてしまうと会長が言われるようなかたちになるでしょうし、そういう制度があって、それで実際やっていくわけですので、そういう考え方もあって、それを利用しながらという、そんなかたちでどうでしょうかと思ってるんですけど。

会長

事務局、いかがですか。表現の仕方になってくるかと思いますけれども。

事務局

思いはこのとおりなんです。それで今現在、298億8千万円、約300億円の予算を組んでいますけれども、どうみてもこの7万人の村上市で300億の予算を一般会計で組んでいくというのは、基本的に無理だと思われます。それがこういう支援があるから今現在やっていけるので、その間にそれが無くてもいいような出であったり、逆に言えば入を考えていったりというようなことなのですけど、それをこういう言葉にしたもので、合併新法において例えばそういう移行期間の支援がここに書いてあるので、その間に本来の一般財源を見据えたかたちで組んでいくというのをここに入れたつもりなんです。ちょっとうまく言えませんけど、皆さんが言われてるのは同じなんだと思います。ここにある、本来7万人の市にはこれだけ交付税が来るというのと、この差を健全化のために積んでおくとかという、余力という意味ではまったくないです。

会長

平成21年度は分かる、22年度は大体こうなる、人口の推移を見れば、そのシミュレーションというのは描かれるわけですよね。

事務局

単純にはいかないで、どういう事業費を引いてどうなるかとか全部積算しないと。

会長

いや、この新法においてどうなるかというのは、描けるわけですよね。

事務局

シミュレーションをして出すということは、可能だと思いますけども。今の合併市町村基本計画でしていくというのは、計画にある歳入歳出をイメージしていますので、それが具体的に何億の差になるか

というところまで出すというのは、作業的には非常に難しいと思います。

委員

文言をどうするということだけとらえて考えるとすれば、 印以下、「合併新法における特例措置がある間に」という部分を消してしまって、要は財政の健全化を図っていく必要があるということは、みんなわかっているわけですから。これが引っかかるんであればむしろ削って、「財政基盤を確立していくために、財政の健全化を図っていく必要があります。」としたほうが。方向性は、そうなんだから。方法はどうあれ、健全化を図っていくわけだから。

会長

表現上の問題だからね。

事務局

委員の言われることも分からないわけではないですが、根本的なところへ戻っていただいて、行革大綱は、あくまでも理念、概念を構成という部分でありまして、ここの合併新法のくだりというのは、いかに財政改革が必要なのかということを強調した言い方だと思うんです。合併新法の財政支援によって現在の財政があるわけですけども、そういう部分があって今はまだいいですよという部分を強調している内容だと思いますので、このままのスタイル、受け止め方でいいのではないかと、まあ私どもは作った側の論理で話をしているわけですが、その辺があるのでないかと思います。最終的には、諮問に対する答申というかたちのなかでこの委員会で方向付け、意見を出してまとめていただければよろしいかと思います。

委員

平成20年度の予算、300億でやっていけるのは、たまたまその特例で色んなことをやっていける、それが5年後になくなってしまう。なくなったときには当然、今のような300億なんて予算でやっていけない。だから今この合併特例で措置されている間に、5年後の姿、財政状況を予測して、それでやっていけるのか、財政改革をやっていかなければならないということであれば、最初から私はあまり抵抗なかったんですけど、このままでもいいんじゃないかと思います。

会長

そのほか、いかがですか。

事務局からもそういうお話がありましたし、委員からもご意見がありましたけれども、委員、これを 残すということでいいですか。

委員

はい。結構です。ただ・・・。

委員

会長、決を求めます。

会長

じゃあ、単純に残すか残さないかでいいですか。

委員

それでいいんですかね。今の事務局のお話からすると、今それがあるから予算が組めるということになれば、財政改革の前段に来なきゃいけないじゃないですか。「合併後の本市の財政状況は厳しい状況にあります」その次に本来であればそれが来なきゃいけないんじゃないですかね。だけども今組んでいけるのはこれがあるからだよという考え方を示して、だけどもこれからは国はどんどん削減していくんだと。この後段、「このようななかで、」というのは、じゃあそれに対してどうしていくんだという記述だと私は考えているんですけど。単純に出す、出さないじゃなくて。そのものの考え方を今事務局が言われた話を聞けば、私は前に来なければいけないと思うんですよ。それをより強調しようという趣旨であれば。今はこれがあって、こうやって組んだけども、でも次のときにはそうはいきませんよというのが、その「このようななかで、」というのが、その後段だと思うんですよ。5年後の姿が。

会長

事務局、そうだとまずいですか。今の委員の意見を聞かれて。

委員

「 行政改革の必要性」のなかで、合併しなければならなかった危機ですよね、危機ともう1つは希望ですよね、そういうのが市民の共有項目として謳っていれば、さっき委員が言われましたけども、希望とその危機感というのをみんなが共有できるような表現があれば、分かるようであれば、私はこれでもいいんじゃないかと思います。必ずしも希望だけじゃないんです、危機感もあるんですよということが市民みんなが共有できるようなかたちに・・・。

会長

それは行政改革の必要性のなかにですか。

委員

必要性のなかか総合計画のなかに出てくるのか分かりませんけども、そういうのがあれば希望方針としてじゃあ5年間は合併新法のなかで、その間に整理していきましょうと。先ほど委員が言われたように、それはそれでいいと思います。合併したからといって希望だけじゃないんですから、危機感があって合併したわけですから、それをみんなが共有できるというのが・・・。

委員

今委員が言われたのは、まったくそのとおりで、私も何度か勘違いした部分があったのですが、あくまでもこれは行財政の改革なので、本来、夢や希望を基本の指針として市長が言うべきだったんですね。それは実は総合計画に載せて同時進行で動いてますよと、それを私らが見ないから非常に不安なところがあるんですが、実は行財政改革のなかには恐らく希望というのは少ないと思うんですよ。危機感、がっかりする部分が改革するんであればあると思うんですね。ですから、これを見てると私たちは、どんどんネガティブになってしまうのですが、だけどもおそらく総合計画にはあるんだろうということを期待して、前回、私は話を通したはずですから。非常にネガティブな話ばかりになってしまうんですが、やっぱりお金が無いというのが第一だろうし、それを維持できない職員とか施設があるということが大事なわけですから、私はこの文章でよろしいと思いますけど。ただ、総合計画のなかにそれがなければ、それはそれで私たちで反論すればいいのかなというふうに思ってるんですけども。

それではこの財政改革について、いわゆるお金が無い、この合併新法というのは大いに活用していかなきゃいけないんだと、財政が厳しいからということはどなたも理解いただいたわけですので、これはこのままでいいという委員がいますけれども、これでよろしいですか。

どうしてもやっぱりこれは、委員が言われるように「合併後の本市の財政状況は厳しい状況にあります。」の次に、その合併新法のこと云々が出てこなきゃならないという意見がありましたが、言わんとすることは皆さん一緒だと思うんですよ。そんなに変わらないと思うので、これはこれでよろしいですか。

委員

はい。

会長

委員、そういうことでよろしくお願いいたします。

そのほか、時間が大変遅くなりました。次に、 具体的改革方針から最後までご覧になって、ここのところでご意見をお持ちの方、よろしくお願いします。具体的には、「1 組織・職員改革」と「2 財政改革」だと思います。「3 行政サービス改革」以降は、今日、審議しました。

委員

「2 財政改革」の(1)財政指標等情報公表についてです。特段、中身的には私は問題ありません けれども、ある程度、皆さんの共通認識としてもっておかなければいけないと思うのがあるのですけど も、財政指標のなかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率とか色々国で定められた比 率があるんですけども、今、将来的に全部の会計、一般会計、特別会計、それから国は第3セクターま での会計を併せて連結で決算を出しなさいと、それであぶない自治体については指導しますよという方 向に進んでいますけれども、そのなかでやはり行政改革を進めていくうえで、当然、どの会計も黒字で あれば全然問題ないわけですけれども、やはりどうしても赤字にならざるを得ない部分の会計も今後将 来出てくる可能性があると思うんですよ。例えば国民健康保険の会計とか、大きい市とかではもう既に 赤字になってます。それを連結して決算したときに全体的にその赤字をカバーし切れなければその自治 体は、赤字の自治体になってしまうという判断基準なんです。要は全国一律評価しますから、その辺の ところを国の指導を自治体は当然受けるんですけども、極端に言えば国民健康保険特別会計をカバーす るために、例えば上水道の会計を大幅黒字にしたりとかという手法も今後ないとは言えないんですね、 トータルで黒字になっていればOKという考え方をすれば。逆にある意味で言えば、どこかのところに 負荷がかかり、どこかのところの赤字をカバーするというかたちになってしまうので、この財政指標の 公表にあたっては、今の新村上市の状況をよく説明しながら公表していかないと、これは結構誤解を招 くケースがあり得るんじゃないかと思うんですよ。赤字になっているからダメ、黒字だから良いという 単純なそういう発想だけで指標を出していくんではなくて、もっと具体的に、今の市の広報を見ても財 政の公表の仕方が非常に分かりにくいんですよね。ですからもう少し本来村上市があるべき姿がどうだ という考え方のなかで公表して欲しいと思うんですよ。でないと行政改革が逆に進まない。黒字だから 行革をしなくてもいいという、そういう議論が、非常に例えが端的なんですけども、そういう話にはや っぱりならないと思うんですよね。トータル的な考え方のなかで、要はいくら赤字であっても国民健康 保険特別会計というのは自治体が行っていかなきゃいけないものですから、それは何らかのかたちで工 夫しながらそれを維持していかなければならない。ですからその公表にあたっての自治体としてのスタ ンス、考え方というのは非常に大切になるので、単純にポッとほかの自治体と比較したケースの表示も 当然必要ですけれども、それだけじゃなくて、中身をもう少し具体的にという言い方が当たってるかどうかというのは非常に難しいんですけども、我々の新村上市の実態に合ったかたちでそういうものは考えて欲しいというふうに思います。

会長

今のは要望として。それが実際に行われているかどうかというのは今度、こういう行政改革推進委員会に随時報告されるから、議会にも当然報告されるけれども、ここにも出てくるから、そこでちゃんとしてくださいよというふうに提言すればいいわけですよね。

委員

そうですね。

事務局

今、言われた前段のほうは、この秋から今までと変わったかたちで公表しなさいということもありますし、後段は、皆さんに補助金の参考資料等を配付してありますけれども、とにかくできるだけ市民の皆さんに公表しようというのと、その公表の仕方も前回も出ましたように、もう少し分かりやすいような言い方を考えるべきだということが議会のほうからも言われています。それから例えば旧村上市にイヨボヤの里開発公社というのがあります。これも第3セクターの位置付けになっていまして、昨年ですか、村上市に赤字の第3セクターが1つあると新聞に出たら、そんな負担掛かるのがあるんだかとだいぶ言われました。中身は単年度決算で1万7千円の赤字なんです。それは繰越で全部黒字で毎年やってるんですけど、単年度の損益決算で1万7千円だけ、仕組み上そういうふうに出たものですから赤字の第3セクターと言われました。そのようなこともあったので、出し方については市民に分かりやすいということだと思いますので、そうします。

会長

よろしくお願いいたします。 そのほか、ありませんか。

委員

先ほど言ったアウトソーシング、指定管理についてですが、他の自治体でこれらを非常に間違っていたというか、色々トラブルが起きたケースが多く出ています。我々市民のサイドからすれば大変歓迎すべきことなんですが、なぜ間違っていたかというと2社の損得だけで指定管理、アウトソーシングが行われた。要は民間に移せば市の財政負担が軽くなるからやった、それから受けるほうでは、行政のほうからお金が来るから引き受けたというような、ただ単にそういったことだけでアウトソーシングされているケースが非常に多いというふうに聞いています。そんなことでですね、積極的、計画的はいいんですけれども、なおその辺、先ほどどなたかが誰が何のためにと言われた、その立場に立ってチェックをしていただきたいと思います。

会長

その点について先ほど委員からそれは無理があるというお話がありました。それは、それをするときに十分、チェック体制を検討するんですよね。私は指定管理者のことで無理があると言われたのは2つの意味があったんだろうと思うんです。受けたほうがもう全然駄目だというのと、こちらのやらせるほう、お金を出すのが悪い、だめですよというのが先ほど委員からお話がありましたが、そのチェック体

制がやっぱりしっかりしてないと、今のようなトラブルが出てくると思いますのでよろしくお願いいたします。

じゃあ、一応、この行政改革大綱案については、また、次回に答申案が出てきますのでそこで、いやここはこんなふうにと審議していただくということで、今日はこれで終わらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員

はい。

会長

それでは次に事務局から補助金の基本方針と交付基準について資料をいただいていますので、簡単に しかも分かりやすく説明をお願いします。

事務局

これは答申をいただく中身ではありませんけれども、大綱を整理するにあたって今現在、例えば実施計画とかその下にある制度、具体的にやってるという1つとして補助金等について送付させていただきました。まず、補助金等については、5つの旧市町村で相当のばらつきが現にあります。ですけども住民サービスの観点等から大幅な変更については相当の不都合が生じるということで、緩やかな統合を目指そうということです。ただ、ものによっては、ある地区だけその制度があって、今現在ほかには無いというようなのがありますし、補助率のばらつきが当然あります。これらについて、やはり一定の定めが必要だということで基準を作ったものです。その前段として基本的な指針を定めまして方向性を確認するなかで基準を定めようということでありまして、交付基準についてはできるだけ基本指針に基づいた、先般、大きな流れで、概ねその方向でいいというなかで、この補助があったわけですけど、交付基準についてはある程度期間を定めて、サンセットと言いますか、実のあるかたちにしたい、それから補助率については、このようにしたいということで、3分の1を上限にするとか色々基準を定めたところです。これをもとに色々整理するわけですけど、このものについては平成21年4月1日から施行するということですけど、この補助の相手が市民であったり団体であったりしますので、1年間、十分なご理解をいただいて22年度の予算から適用していきたいというふうに交付基準を作ってあるところです。

また、これのほかに、まだご提示していませんけれども、指針に、やはり先ほども出てきましたようにまちづくりをこれからみんなでやっていこうというところを支えるのがこの基準だけで本当にいいのかというところは、違うと。やはり地域が活性化したりしていくために、しっかりしたものを作らなければならないんじゃないかということと、産業活性化等についての仕掛けもすべて3分の1を限度とするというような仕掛けでは、なかなか新しい産業興しにならないんではないかということで、こちらのほうについてもそれぞれのメニューを担当部で作りまして、今現在、行財政改革推進本部で検討しているところで、そのことはできるだけ早いうちに提案できるものは提案し、市民に提示していけるものは、早いところから取り入れられるようであれば、動けるものは動こうというつもりでいます。基準をベースにして地域を支えていく、先ほど出ました協働のまちづくりを支えていくためにどういう仕掛け、それからやる気のある人たちへの支援というようなのが、この基準からはずれたかたちであってもいいのではないかというところを今議論しているのと、先ほど言いましたように産業の活性化等については、その枠を越えて支援しようということで今、作っています。以上です。

ありがとうございました。今の説明のあった補助金の基本指針、交付基準について何か事務局に聞き たいことありませんか。

委員

私は前回、欠席しましたので申し訳なかったのですが、基本指針を読んで交付基準を見たのですが、 用語の定義がちょっと今一つなのではないかなと思われるんですが。例えば村上市補助金等交付基準の なかで団体等という言い方をするところと、団体、それから補助団体等というような言い方がそれぞれ 違うんですけども、その辺の定義がちょっとわからないんですね。団体等の適格性とかいう「団体」は いったい何を指すのかとか、補助金をもらうところは団体もあれば個人もいますし、様々なので、その 辺のところがちょっとよく分からないですし、あと、補助率の上限は3分の1以内とするとありますが、 何の3分の1なのか。事業費の3分の1なのか、市が認めたその補助対象経費なのか、その辺のところ も今一つよく分からない部分があります。

会長

今の団体等、3分の1について、どうですか。

事務局

これについては補助金の交付基準について、申請書を作るとか手続き関係についてはこれまでもあったわけですが、こういう5つが1つになるような基準はありませんでしたので、先ほど申し上げたようなことで作りました。まずこれが1点。

3分の1というのは、上限を定めていますけれども、これについては該当する補助事業費の3分の1。当然、色んな項目でこういうものは該当しませんよというのがありますので、その対象となるものの3分の1という意味です。それから、これを適用するにあたっては、それぞれの補助の要綱に定められて動かなければならないというのがありますので、この下に全部、農林水産のものであればその補助を適用する要綱がありまして、そちらに詳しく載るというかたちになりますので、基準はこういう作りにさせていただきました。

会長

委員、よろしいですか。

委員

分かったのですが、細かい話をしていくと本当にあれなんですが、金額的な謳い方、「5万円未満の少額補助は原則廃止する」と書いてある部分もあるんですが、個々具体的に言っていくと、例えば集落の運営費補助金とか集落に対する、要は先ほどの協働じゃないですけども自治に対するものは旧市町村によって千差万別なので、単純に5万円というところがきちんと方向を整理した上で運用するようなかたちにしていかないと。頭から5万円はもう最初からカットだというと、結構これは逆に各実施団体が混乱するんじゃないかと。協力はして欲しいけど、補助金はカットだと、平たく言えばそういうかたちになるので、個々具体的に進めていく上でもう少し検討が必要なんじゃないかと思われます。

事務局

今現在149の補助制度があります。これを今言われたような整理をし、どういうふうに位置付けるかというようなものを、この基準のなかでもあまり使わないかたちには当然しなければなりませんが、

この基準のなかでこういうものについては例外なんだという項も入れてありますので、こちらのほうで位置付ける。特に福祉関係の補助等については基準では運営費は自分たちでやるということだから、基本的に運営費補助はしないかたちにしていくというような作りですけど、今ほど言ったような団体のなかには、それで頑張ってるところがありますので、その辺の整理はやっていこうということです。

会長

よろしくお願いします。 そのほか、ありませんか。

委員

補助金の交付は、誰が決定しているのでしょうか。行政のほうで何か委員の会議を開いて決定するのですか。

事務局

基本的に、一般的なものは市長が決定するわけですが、なかに先ほど言ったようにそれぞれ要綱がありますので、例えば公募型であればこういう委員会で議論して整理をしていって、最終的には役所のなかの決定機関で決定していくということになります。特にこの基準のほかに産業等の活性化についてはその必要性、その他について十分準備してお手伝いするような仕掛けを作りたいと思っています。

会長

決定機関があるということですね。

事務局

すべてということではありませんが、あります。それぞれの部、課がそれに基づいた要綱を定めてやるわけですので、それについてはそのルートで決裁をいただくかたちになります。

委員

それに関してですが、この基準のなかに「公平性・透明性・公益性を確保」と明記されているんですが、これらを確保するのであれば、やはり委員会でしょうか、そのなかに市民を交えた委員会組織を考えられないでしょうか。それこそ協働のまちづくりに繋がっていく話ではないのかなと考えるのですが、いかがですか。

事務局

これについては例えばこの交付基準の制度についての公表は、当然していかなければならないだろうと思いますし、広報、その他のものについて今ほど言われたような内部の委員会等の位置付けも検討はしていますけれども、すべて福祉のそういう団体のものを落とし込んでいる補助について全体を見る委員会組織等までは、今のところは検討してないのですが、実際やっているところもあるようです。それは、検討はしました。

委員

やはり先ほどから言っている自治を高めるという意味合いからも方向付けとしては、今は無理であっても、やはり将来においては市民参加型の補助金を出すと。それと、この前言ったのですが、既得権を完全に一旦なくすということは、約束されていたというか、一旦3年で廃止して、欲しい方にはプレゼ

ンしてもらって、その審査のなかにも市民参加でもって、これが市民のために助成しなきゃならない、 いや、費用対効果的なことを含めて判断すべきと、こういう方向性はあのとき出したからいいんですが。

事務局

まずもって、基準のなかで交付を受けている団体、その他事業等について、市報、ホームページ等で明らかにしていかなければならないということを謳っていますので、そういうところから全部わかるようなかたちにして熟度を上げていくというようなことは当然必要だと思います。

会長

やっぱり公平になるように、また分かりやすく市民に示していくということでお願いしたいと思います。

そのほか、ありませんか。

委員

国、県の交付基準なりで制限できるものは別としても、今現在受け取っている各種団体がいっぱいあるわけですよね。それぞれ目的をもってこの時代に生まれてきて、その必要性から支援をしてきたということはよく分かるのですが、あちこちにスリム化、効率化と言ってるわけですし、例えばどれくらいの人数でどんな活動をしているのかと見ていったときに、やっぱりこことここは一緒になってもいいんじゃないかと。相手に対する、いわゆる組織の効率化といった指導もあっていいじゃないかという気がします。

会長

それらを検討するのはあるんですか。

事務局

この補助金の交付基準等を検討した改革部会がありまして、来週もまた会議がありますが、例えば定額の補助金をどう位置付けるか、今言われたようなこと、正直に申し上げて農林水産部門であれば、いわゆる減反政策の対応のお金をどうしようかというようなところ、山北地区、朝日地区とかそれぞれのところの補助金を支出しています。それが一挙にはいかないのでということは分かるのですが、同じ市内の第1次産業のお願いをしているので、当然、一緒にならないのかという議論になりますし、今現在、商工会議所、商工会がそれぞれのところにあるのに、別の理論でお金が出ています。そういうのは違うんでないかという整理は当然テーブルの上にあげていきたいと思います。

委員

是非そこは、まさにこういうご時世なのでよろしくお願いします。

会長

お願いしたいと思います。

そのほか、ありませんか。

大変急いで申し訳ありませんけど、これは私たちが特に諮問を受けているところではないということですので、これで打ち切らせていただいてよろしいですか。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。

では、次回が答申案の審議になります。今日は、本当に走り走りでした。行革大綱は大事な方向性、 指針ですので、委員の皆さんからの提言を是非次回にまた出していただいて、よりよい答申をしていき たいと思います。よろしくお願いいたします。

5. その他

会長

その他に入らせていただきます。

前回、欠席された委員から文書でこの行政改革推進委員会の開催地について色んなところを持ち回りのようなかたちで開催したらどうかという意見がありましたが、これについて委員から説明をお願いします。

委員

前回の会議の時に協議していただいて、議事録も読んだのですが、私の趣旨とはちょっと違うという か、地元の方とどうこうということではなくて、いつもこの場所、この地域でやっているんですけども、 基本的に補助金の改革とか色んな意味で行政改革を進めていこうとしたときには、当然各地域の市民の 皆さんにそれなりの我慢を強いるかたちには当然なろうかと思います。ただ、そんななかでもある程度 その地域の雰囲気、空気を感じないで、本当にここで単純にやっていいのかどうか。例えば補助金改革 というふうにいったときに、ある方は産業団体のようなそういう補助金をイメージされる方もいるでし ょうし、ある方は自治組織に対する補助金、ある方は福祉だったりと、それぞれの思いがあったなかで 議論が進んでいくと思うんですが、実際、委員の皆さんのなかで、旧市町村の雰囲気とか福祉施設とか 色々実際そういうところを見られたうえでの個人的な考え方で議論されるのであればいいのですが、な かなか実態が分からないところの議論を実際に今度進めていかなければならないというふうになった ときに、単純にそれでいいよという判断が果たしていいのかなと、私個人的には非常に思うわけです。 例えば自治組織、特に各集落の補助金のあり方について本当に千差万別なのは、それぞれの地域でそれ が必要だったからその補助金があったわけで、それをある意味画一的に金額を合わせようとしたりする その作業は、どうしても痛みが伴うわけですよ。その辺が、例えば私は荒川のそういうところを全然知 らないで、じゃあ山北に合わせればいい、朝日に合わせればいいじゃないか、村上に合わせていきまし ょうという意見は、あまりにもちょっと無責任な発言に、私の発言がなってしまうんじゃないかと思っ て、それがちょっと怖いというか、そうであれば例えば山北なら山北の地区の集会所なりで会議をもつ ことによって、そこまで皆さんが車で通って来たりするわけですし、私も逆にここ以外の荒川の集会施 設、神林の集会施設へ行くときに色んな意味で、あっ、ここではこんなことをやってるんだとか、そう いうのもある意味見えるところがあるんじゃないかと思って、場所を変えることによって色んなその感 じ方、今、新しい市のなかで全体のことを決めようとしている我々委員が少しでも努力しなければいけ ないんじゃないかなと思ってそういう提案を申し上げました。ですので、やり方としては、何も毎回変 える必要も全くないでしょうし、当然、変えるということは予算が伴ってきます。皆さんの旅費の関係 もありますし、じゃあ実際、車を運転されない方をどうするんだという問題もあるし、実際にやろうと したときには様々な問題があるかも知れませんけども、そこのところの考え方をまず 1 つ私は説明した なかで、皆さんにご検討していただきたいなというふうに考えて、前回、来れなかったんですけどもそういうふうに提案させていただいたところです。ですので、皆さんの忌憚の無いご意見を聞かせていただいて、今後、わざわざそういう方向でいかなくても別な方法もあるかも知れませんし、何せ広い圏域ですので、私も行ったことのないところがいっぱいありますし、そこに対する発言の重さというかそういうのは非常に怖いというふうに常々私も考えていましたので、よろしく議論をお願いできればと思います。

会長

支所庁舎のない地域での開催という提案でしたね。

委員

はい。できればそうしたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。例えば荒川支所でやると、回りには商工会があったりで、それなりの利便性のいいところでやってしまいますし、神林支所であっても体育施設があって商工会もあって農村環境改善センターがあってということですので、できればある程度その地域の少し特色のあるところのコミュニティーセンターなりでやったほうがいいのかなと。ただ、行政の事務局側にはそれなりの負荷はかかってしまいますけども。その辺のそういう発想というのはどうなのかなと思っています。

会長

先回も話をして、議事録にも、差はあるかも知れませんけれども、何回もある会議でないのにそこへ出て行っても地域を分かるということはどうも疑問でないかなということと、やはり交通手段、事故のことがありますので、また、旅費が出るとすれば、そのデコボコがあったりするかも知れないというようなお話があったんですけど、そのほか、今の委員のお話についてご意見をお持ちの方は、いませんか。 先回は、そんなお話でしたよね。行革大綱についてはもう1回だし、それからずーと間があって今度、実施計画については、7月ころから始まるんでしたかね。

事務局

はい、そうです。

会長

それで5回くらい会議があるということでしたが、そんな何回もあるわけじゃないですけども、いかがでしょうか。

大綱については2月に1回、3、4、5、6月となくて、実施計画については、7月からまた始まるんですね。

事務局

はい、そうです。

会長

7、8、9、10、11月と5回ですか。

事務局

7、8、9、10月くらいで5回を予定しています。

だから実際やるとしても、この次の2月は冬ですからちょっと、まあ、委員からは毎回というお話ではありませんので、実際やるなら7月からの話ですね。

委員

毎回でなくても5地区回るとしても5回、それで全部です。言わんとしていることはよく分かるんで すけどもね。ただ、距離的にどうなのかと。

会長

山北だとここから30分以上かかりますね。

委員

30分では行きませんね。逆に言えば、私ども山北の委員はそうやって来てるわけですから。ただ、本当に皆さんのご意見でそれは結構なんですけども、私個人的には、行政改革大綱案について答申するという責任の重さが、地域を知らないでやること自体がどうなんだろうと。こうやって色々一覧表で各施設がざっと書いてありますけど、入ったことがなく、いったいどんな施設なんだろうという施設もありますので、当然、その当時は必要で建てたわけですし、利用してるわけですし。まあそういうのもあって、この会議でなくても例えば新たに休んでいるときに主なそういう施設を回るという方法も1つはありだと思うんですよね。

委員

やるとすればその方法だね。

会長

そういうんだったら、悪いけど事務局から市役所のバスを借りてもらって、みんなここまで来て、それに乗ってぐるっと回るとなれば1回でかなりの施設を回られますね。

委員

そうすると本来であれば事務局は5回しか集まらない予算しかないのに6回分が必要になる。でもそれを無駄なお金と思うかどうかですよね。

委員

私たちがその施設を決定する権限というのは無いですよね。

委員

無いです。

委員

あくまでも方向性を決めるんであって、私たちは大まかな基準さえも決められないわけですよ。そういう方向でいきましょうということですから。おっしゃることは本当によく分かるのですが、残念ながら私たちは、決定権者でないので、おのおの宿題でちゃんと見ましたかと。私も行ったことない施設もありますし、よくこんなところへ行ったなあと思う施設もありますし、山熊田なんか3回も行きました。集まって回るという意見もなかなか・・・。いい意見だとは思いますが。

皆さんが、委員の言われるようなかたちで開催できればいいと思っていて、 1 か所だけで開催するよりいいと分かります、理屈は分かります。いかがでしょう。

委員

山北からここまで来られて、荒川だと、さらにまた足を伸ばさないといけないので、集合時間に間に合わせて来るとなると大変だと思いますので、皆さんの一番短時間で来られるようなところで会議をするのがいいと思います。施設だとかは、全部は無理でしょうけど、自分で追々見て回るとかで。

委員

委員が言われていることはよく分かるんですけども、実は私はこの会議にはこんな意識で参加したつもりでいるんですが、ここは旧市町村から2人ずつですので、地域住民をある意味では代表して選ばれたのかなと思っています。それぞれのテーマがあるたびに何人か知り合いに、今、こんなことが話し合われているんだけど、あなたはどう思うねというようなことで聞いて、私が感じたことを含めてここで発言させてもらっているつもりです。だからやっぱりそういう意識をそれぞれの委員がもって、それでここで発言されるということが、まさに地域の声を反映させていただいてるのかなという思いをすれば、意識を十分地方に置いて、自分の地域において、かつ、新たな合併したこの村上市がどうあればいいかということも踏まえて発言させていただくということにすれば、委員の趣旨は、伝わるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員

私のところにも何人も来ます。市報に名前が出たものですから。議員さんと間違えてるみたいですが、 確かにおもしろい意見をもっている方がいますね。

会長

ありがたいことだね。

委員

これを言ってくれと。

委員

私も回数が少ないですから、皆さんが集まられるところで開催したほうがいいと思います。

委員

皆さんがおっしゃるようにやはり本庁、ここの場所でと前回もそういうことで発言させてもらった経 緯もありますので。

会長

そのようなご意見で。

委員

構いません。皆さんのご意見で。

それぞれの地域から参加いただいてるわけですけど、先ほど委員からのお話を踏まえながら、無責任な発言は1つもないと私は思っていますし、そのようなかたちで、委員の気持ちも十分みんなでお聞きして理解していると思います。

そのようなことでその他の開催地の件については、終わらさせていただきます。その他、何かありますか。

委員

今、各地区の代表で来てるんだというようなことがチラッとあったんですが、決して私は地区を代表して物をしゃべってるわけでも何でもありません。自分の主観でしゃべっていますので、それだけ皆さん承知しておいてください。

会長

では、次回は答申について検討です。また事務局のほうから我々に早めに原案を送っていただいて、 また慎重に審議をさせていただきたいと思います。

6.次回の日程について

第5回行政改革推進委員会は、宍戸委員は欠席だが、事前に意見をいただくこととし、平成21年2月24日(火)午後1時30分から本庁で開催することに決定しました。

7.閉会

(午後4:31 閉会)

以上、第4回行政改革推進委員会会議録の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成 21年 2月 13日

_ 会 長 小川 勲 印_